

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業

入札説明書

令和4年5月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

目次

はじめに	1
1. 事業概要	2
(1) 公告日	2
(2) 契約担当者	2
(3) 事業概要	2
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
(1) 落札者の選定に係る基本的な考え方.....	6
(2) 選定の手順及びスケジュール.....	6
3. 入札参加者に関する事項.....	6
(1) 入札参加者の備えるべき参加資格要件等.....	6
4. 入札に関する事項.....	12
(1) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の実施.....	12
(2) 入札説明書等に関する質問受付及び質問回答の公表.....	13
(3) 競争参加資格の確認（第一次審査）等.....	14
(4) 競争参加資格確認審査.....	15
(5) 入札辞退の受付.....	15
(6) 官民対話の実施.....	16
(7) 入札書等及び提案書の受付.....	17
(8) 入札保証金及び契約保証金.....	19
(9) 入札書の開札（入札金額の適格審査）.....	19
(10) 入札の無効	20
(11) 苦情申立て	20
(12) その他	21
5. 落札者の決定	22
(1) 落札者の決定方法等.....	22
6. 提案に関する条件.....	24
(1) 事業の枠組	24
(2) 事業者の権利義務等に関する制限.....	24
(3) 予想される責任及びリスクの分類及び機構と選定事業者間での分担.....	25
(4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
(5) 事業実施に関する事項.....	25
(6) 支払条件	27
(7) 保険	27
(8) 手続における交渉の有無.....	28

7. 契約に関する事項.....	28
(1) 基本協定書の締結.....	28
(2) 特別目的会社の設立等.....	28
(3) 事業契約の締結.....	29
(4) その他.....	29
8. その他.....	30
(1) 事業の終了.....	30
(2) 情報の提供.....	30
(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い.....	30
(4) 特定事業の選定の取消し.....	30
(5) 事業に必要と想定される根拠法令等.....	31
(6) 入札に関する問い合わせ先.....	32
別紙1 提出書類一覧.....	33
別紙2 サービス対価の構成及び支払方法.....	35

はじめに

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業 入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。改正令和元年法律第 71 号。以下「P F I 法」という。）に基づき特定事業として選定した「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

本事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書（添付資料を含む）によるものとする。また、以下の書類は、本入札説明書と一体のもの（以下、入札説明書を含めて「入札説明書等」という。）とする。

- 1 「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業 様式集」（以下「様式集」という。）
- 2 「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業 要求水準書」（以下、付属資料集を含めて「要求水準書」という。）
- 3 「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）
- 4 「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）
- 5 「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）

本入札説明書は、令和 3 年 12 月 22 日に公表した「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業 実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問回答（以下「質問回答等」といい、実施方針及び質問回答等を総称して「実施方針等」という。）を反映したものである。

なお、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合は、本入札説明書の規定内容が優先するものとする。また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるものとする。

1. 事業概要

(1) 公告日

令和4年5月16日

(2) 契約担当者

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 契約部長 松本 尚也

(3) 事業概要

1) 事業名

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業

2) 対象施設

研究施設

3) 事業場所

ア 日本原子力研究開発機構 幌延深地層研究センター

位置	北海道天塩郡幌延町字北進 432 番地 2
敷地面積	約 31,000m ²
用途面積等	原野
接道	東側：道道稚内幌延線 幅員 7.5m 西側：町道幌延北進線 幅員 2.5m

4) 事業の背景と目的

幌延深地層研究計画は、深度 500m を目途とした 3 本の立坑（東立坑、西立坑及び換気立坑）と複数深度での水平坑道を整備しながら、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関連する様々な技術を実際の地質環境へ適用することを通じて、技術的信頼性を確認し、その向上を図るものである。本計画では、「地上からの調査研究段階（第 1 段階）」、「坑道掘削（地下施設建設）時の調査研究段階（第 2 段階）」及び「地下施設での調査研究段階（第 3 段階）」の 3 つの調査研究段階に分けて進めており、現在は第 3 階の調査研究を進めている。

幌延深地層研究センターでは、平成 22 年度から令和元年度まで深度 350m までの坑道整備と安全管理やデータ取得に関わるサービスを、民活を導入した長期一括の契約（PFI 事業契約）で行い、研究開発の効果的な実施、一本化した地下施設の維持管理、掘削スケジュールの前倒しによる総支出抑制及び予算の平準化を図ってきた。

令和元年度には、深度 350m で実施した研究の成果を報告書として取りまとめ、その結果も踏まえ、引き続き研究開発が必要と考えられる「必須の課題」を設定し、令和 2

年1月に「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」を決定した (<https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/press/31/pdf/200129.pdf>)。その後、令和2年度以降の研究成果を最大化するため、令和3年3月に稚内層深部領域の地層が分布する深度500mに坑道を展開して研究を実施することを決定した。研究の実施については、北海道及び幌延町主催の令和3年度の「幌延深地層研究の確認会議」において確認されたことから、令和5年度からは、深度500mまで地下施設を整備しながら研究開発を進める予定である。

深度500mを対象とした研究の実施については、民間の資金及び技術的能力の活用を図り、効率的かつ効果的にこれを実施する。

本事業の主な目的は、次のとおりである。

- ・工事施工データや地質環境データを取得し、令和2年度以降の幌延深地層研究計画に示した課題への取組を支援する。
- ・機構が独自に行う調査研究/原位置試験、機構と共同研究契約を締結した研究機関等が行う調査研究/原位置試験及び施設見学者のために安全な地下施設を提供する。なお、地下施設とは、幌延深地層研究計画で整備・維持管理・運用される地下の施設をいい、地下施設の整備・維持管理・運用に関わる地上の設備も含まれる。地下施設本体部、仮設備、掘削土（ズリ）置き場及び排水管路から構成される。

5) 事業内容

本事業は、PFI法第7条に基づき選定された事業（以下「PFI事業」という。）として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社。（以下「事業者」という。))を設立し、当該事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、次に示す業務を行う。より詳細な業務内容については、事業契約書（案）及び要求水準書を参照のこと。

ア 施設整備業務

施設整備業務は、各立坑・水平坑道や掘削土（ズリ）置場等の地下施設を整備する工事及びそれらに付随する工事を行う業務である。本業務における想定整備範囲を以下に、地下施設の整備範囲図を添付資料2に示す。

① 坑道の想定整備範囲（設計値）

- ・換気立坑：内径4.5m、坑道長120m（深度380m～500m）
- ・東立坑：内径6.5m、坑道長150m（深度380m～530m）
- ・西立坑：内径6.5m、坑道長150m（深度365m～515m）
- ・350m水平坑道：坑道長66m（試験坑道6、試験坑道7、大型試験座）
- ・500m水平坑道：坑道長203m（立坑連絡坑道、試験坑道8、試験坑道9、ポンプ座、一時避難所）

② 掘削土（ズリ）置場の想定整備範囲

掘削土（ズリ）置場への掘削土の盛土（約32,000m³、搬入道路の切替え等を含む。）

イ 維持管理業務

- ① 地下施設等の点検保守、運転・監視業務
- ② 排水管理に関する業務
- ③ 見学者等対応支援業務
- ④ 仮設備の更新・設置業務
- ⑤ その他維持管理で必要となる業務

ウ 研究支援業務

研究支援業務は、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に示した「必須の課題」に関する調査研究を支援するための必要な業務である。本業務における主な業務項目を以下に示す。

- ① 詳細壁面観察業務
- ② 計測システム整備業務
- ③ 水平坑道における研究支援業務
 - (ア) 実際の地質環境における人工バリアの適用性確認に関わる研究支援業務
 - ・人工バリア性能確認試験
 - ・物質移行試験
 - (イ) 処分概念オプションの実証に関わる研究支援業務
 - ・閉鎖技術（埋め戻し方法・プラグ等）の実証試験
 - ・掘削影響試験（試験坑道8及び試験坑道9）
 - ・初期地圧測定
 - ・トレーサー試験
 - (ウ) 上記の「必須の課題」への対応に必要なデータ取得に係る支援
 - (エ) 他機関との共同研究等を実施するにあたっての資機材の搬出入等への協力
- ④ その他研究支援で必要となる業務
 - (ア) 研究支援に必要な一般業務
 - ・作業の安全管理
 - ・作業計画の策定
 - ・取得データの品質管理作業報告等

6) 事業方式

本事業では、地下施設等において維持管理及び研究支援業務を行いながら地下施設の整備を行い、整備した地下施設の所有権を定期的に機構へ引渡す方式とする。

なお、事業期間中は、機構が選定事業者に、本事業の実施に必要な範囲（ただし宿舎の用に供する土地は含めない。）の土地を無償で貸与する。

7) 提供される業務の要求水準
要求水準書によるものとする。

8) 事業期間等

ア 事業期間

事業期間は、事業契約締結の日から令和 11 年 3 月 31 日までの、6 年間とする。

イ 事業スケジュール

日 程	内 容
令和 4 年 12 月	選定事業者との基本協定締結
令和 5 年 1 月～令和 5 年 3 月	前施工業者からの引継ぎ期間
令和 5 年 4 月	選定事業者との事業契約締結
令和 5 年 4 月～令和 8 年 3 月	施設整備業務の期間
令和 5 年 4 月～令和 11 年 3 月	維持管理業務の期間
令和 5 年 4 月～令和 11 年 3 月	研究支援業務の期間
令和 11 年 3 月 31 日	事業契約の完了

9) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本件施設を含む地下施設について要求水準書に示す良好な状態で速やかに引継ぐものとする。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 落札者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、施設整備、維持管理及び研究支援の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、落札者の選定に際しては幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要がある。そのため、落札者の選定に当たっては、本件施設の施設整備、地下施設の維持管理及び研究支援に係る対価の額並びに施設整備、維持管理及び研究支援に係る能力その他の条件により選定（いわゆる総合評価落札方式）を行う予定である。

落札者の選定は2段階により実施し、第1段階は第一次審査（競争参加資格確認審査）、第2段階は第二次審査（提案内容審査）を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定に当たっての手順及びスケジュール（予定）は、次のとおりである。

日 程	内 容
令和4年5月16日	入札公告、入札説明書等の公表
令和4年5月25日	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
令和4年5月16日～5月30日	入札説明書等に関する質問受付（1回目）
令和4年6月23日	入札説明書等に関する質問回答（1回目）
令和4年6月30日～7月6日	第一次審査書類（参加表明書・競争参加資格確認申請書）の受付
令和4年7月15日	第一次審査（競争参加資格確認審査）結果の通知
令和4年7月27日～8月2日	提案書等に関する質問受付（2回目）
令和4年8月頃	官民対話の実施
令和4年8月29日	入札説明書等に関する質問回答（2回目）
令和4年9月30日～10月6日	入札書及び第二次審査書類（提案書）の受付
令和4年11月中旬	提案書に関するヒアリング（予定）
令和4年12月上旬	落札者の選定
令和4年12月下旬	基本協定の締結
令和5年4月1日	事業契約締結

3. 入札参加者に関する事項

(1) 入札参加者の備えるべき参加資格要件等

1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、1（3）5）アからウに掲げる業務を実施することを予定する単独

企業（以下「入札参加企業」という。）、又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。

イ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、機構との対応窓口となること。

ウ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受注し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、第一次審査資料の提出時において協力会社として明記すること。

エ 構成員の全部は、基本協定の締結後に設立する事業者に出資を行うこと。また、事業者の株主は、次の①及び②の要件を満たすこと。

① 構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権を保有すること。

② 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

オ 入札参加者は、構成員それぞれが、1（3）5）アからウに掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。

カ 参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件等

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれも、また、協力会社については次の要件を満たすこと。

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ PFI法第9条の規定に該当しない者であること。

ウ 文部科学省（以下「文科省」という。）における一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後に審査を受け一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、機構の「契約に係る指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を「北海道地区」において受けていないこと。

オ 機構が本事業について、本事業のアドバイザー業務を委託する三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう（以下についても同様）。

カ 入札参加企業、入札参加グループの構成員若しくはその協力会社又はこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

キ 5.(1)2)において定めるPFI事業審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。

ク 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- (iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) から iv) までに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害される場合
 - 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ケ 警察当局から、機構に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、物品の製造等、建設工事及び測量等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。
- コ 機構が発注した「幌延深地層研究計画 地下施設整備（第Ⅲ期）等工事（仮称）実施設計」に従事した企業である、北電総合設計株式会社又は当該受託者と資本金若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3) 各業務の参加資格

ア 施設整備及び維持管理にあたる者は、次の要件を満たすこと。

① 審査値

施設整備に携わる入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社は、文科省における土木一式に係る一般競争参加資格の認定した数値が次の点以上であること。

土木一式工事 1,200 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは差し支えない。また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。（上記 3. (1) 2) ウの再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際の数値が 1,200 点以上であること。）

② 工事实績

平成 15 年度以降に元請として（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、出資率 20% 以上の場合に限る）、おおむね深度 200m 以上、内径 4m 以上の立坑掘削工事の施工実績を有すること（令和 5 年 3 月 31 日までに完了見込み

の工事を含む。)

なお、実績は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構)、原子力事業者(※1)、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、旧公団等(※2)、都道府県、市町村が発注した業務に限る。

③ 配置予定技術者

(ア) 資格

資格は、i) 及び ii) に該当すること。

i) 専任で配置できること。

ii) 1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門)で監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(イ) 工事経験

平成15年度以降で元請けとして(共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、出資比率20%以上の場合のものに限る)、おおむね深度200m以上、内径4m以上の立坑掘削工事の施工実績を有すること(令和5年3月31日までに完了見込みの工事を含む。

なお、実績は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構)、原子力事業者(※1)、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、旧公団等(※2)、都道府県、市町村が発注した業務に限る。

※1：原子力事業者

電気事業法第2条に規定された電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者

原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者

原子炉等規制法第1条の規定に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者

原子炉等規制法第23条の規定に基づいた試験研究用等原子炉の設置許可を受けた事業者

原子炉等規制法第43条の4の規定に基づいた貯蔵の事業の許可を受けた事業者

原子炉等規制法第51条の2の規定に基づいた廃棄の事業の許可を受けた事業者

原子炉等規制法第52条の規定に基づいた使用の許可を受けた事業者

※2：旧公団等とは、民営化によって組織された、北海道旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)などで、民営化後の発注案件も業務実績と

することができる。

イ 研究支援に当たる者は、次の要件を満たすこと。

- ① 高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発に係る業務の受託実績を有し、本件に従事できる研究者又は技術者を配置できること。
- ② データ取得に必要な研究坑道内における作業（坑道壁面調査、ボーリング調査等）の実績を有し、またボーリング孔を利用した調査、測定機器の設置、モニタリングが実施できる技術及び知識を有していること。

参加表明書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、機構と協議を行い、機構の書面による承諾を得た場合に限り変更を認める。また、落札者については、基本協定締結までに上記1)及びア、イの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。

なお、競争参加資格の確認審査において、同種の施工実績、同種の受託実績の確認審査を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する者にあつては、我が国における同種の実績及び経験をもって行うものとする。

4) 競争参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書等の提出期限日とする。

5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

- ① 競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあつては、機構と事前協議を行い、機構の承諾を得るとともに、変更後において前記1)から3)に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を機構に提出すること。
- ② 競争参加資格の確認の特例
ア 競争参加資格があると確認された入札参加グループのうち、提案書の提出期限の日から開札日までに前記1)から3)に示す競争参加資格を満たさない構成員及び協力会社（以下「欠格構成員等」という。）を含む入札参加グループは、提案書の提出期限の日までであれば、参加表明書及び競争参加資格確認申

請書を取り下げることができる。

イ 上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限にかかわらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充したうえで、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

ウ 上記イにかかわらず、上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限にかかわらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充せず、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

エ 上記イ及びウの申請は、構成員及び協力会社の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により申請を行った場合には、これを却下する。

オ 上記アからウまでの取り下げ及び確認の申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わない。

カ 上記①、②アからウまでの申請及びエ、オの取扱については、落札者の選定が終了するまでの期間においても準用するものとする

4. 入札に関する事項

(1) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の実施

機構は、入札公告後、本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、入札説明書等に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について機構の考え方を提示する。入札説明書等に関する説明会は、次の要領で行う。また同日に現地見学会も実施する。

ア 日時及び場所

開催日時 : 令和4年5月25日(水) 10時00分～12時00分

開催場所 : 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門
幌延深地層研究センター ゆめ地創館 多目的室
北海道天塩郡幌延町字北進 432 番地 2

現地見学会 : 説明会后、13時00分～16時00分において幌延深地層研究センターの地上施設及び地下施設を対象として、現地見学会を行う。

当日連絡先 : 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門
幌延深地層研究センター 深地層研究部 研究計画調整グループ
電話 01632-5-2022 (代表)

イ 参加申込方法

説明会及び現地見学会への参加希望者は、「入札説明書等説明会及び現地見学会参

加申込書」(様式1)に必要事項を記入し、令和4年5月23日(月)17時まで、以下のURLからの問合せ後に返信する電子メールに記載の方法で提出すること。

宛 先：本事業に関する契約担当部署(8.(6)参照)

日本原子力研究開発機構 契約部契約第3課

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeFBJQdfL0HeF1VBokTjB-DrPoo-iaeL5mjFTGe42k7kz48Tg/viewform>

上記のURLを、「*」を「:」に変換した上で、御使用のブラウザのアドレスバーにコピーして、問合せること。

※説明会当日は、入札説明書等の資料を配布しないので、機構のホームページからダウンロードして各自持参すること。

ウ 注意事項

現地見学に当たっては、以下の点に注意すること。

- ・見学場所には担当の係員が誘導するので、係員の指示に従って行動すること。
- ・研究所における施設及び設備の写真撮影は自由である。
- ・見学会における質疑応答は、後日HPに公表する。

掲載URL：<https://www.jaea.go.jp/02/compe/pfi/horonobe2021> 等

- ・見学に必要な装備は機構側で準備するので、着用すること。
- ・その他の注意事項は、見学会当日に伝達する。また、下記HPに記載されている施設見学の注意事項を参考にすること。

幌延深地層研究センター平日の施設見学について

https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/visits/kengaku_weekday.html

(2) 入札説明書等に関する質問受付及び質問回答の公表

入札説明書等に対する民間事業者からの質問(意見も含む)を2回受け付ける。質問回答は次の要領にて行う。

[入札説明書等に関する質問の提出]

ア 受付期間：【第1回】令和4年5月16日(月)～5月30日(月)17時まで

【第2回】令和4年7月27日(水)～8月2日(火)17時まで

イ 提出方法：入札説明書等に記載の内容に関して質問の内容を簡潔にまとめ、「質問書」(様式2)に記入の上、提出のこと。

質問書は電子ファイル(Excel2019に対応した形式とする。)とし、提出は、以下のURLからの問合せ後に返信する電子メールに記載の方法で第1回は5月30日(月)17時まで、第2回は8月2日(火)17時まで提出すること。

なお、回答を受ける担当者の部署、氏名、電話番号及びメールアドレスを必ず記載すること。

宛 先：本事業に関する契約担当部署(8.(6)参照)

日本原子力研究開発機構 契約部契約第3課

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeFBJQdfL0HeF1VBokTjB-DrPoo-iaeL5mjFTGe42k7kz48Tg/viewform>

上記の URL を、「*」を「:」に変換した上で、御使用のブラウザのアドレスバーにコピーして、問合せること。

ウ 回 答：質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第1回質問の回答は令和4年6月23日（木）までに、第2回質問の回答は令和4年8月29日（月）までに、機構ホームページへの掲載等、適宜な方法により公表する。

掲載 URL：<https://www.jaea.go.jp/02/compe/pfi/horonobe2021/> 等

(3) 競争参加資格の確認（第一次審査）等

参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付並びに競争参加資格確認審査を以下の要領で実施する。

1) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書受付日時及び場所

ア 受付期間：令和4年6月30日（木）～7月6日（水）17時まで、ただし、10時から12時及び13時から17時の間

イ 提出方法：様式集「第2章 提出書類の作成要領」に従い作成すること。

宛 先：本事業に関する契約担当部署

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

日本原子力研究開発機構 契約部契約第3課 佐々木 亮

E-mail:sasaki.ryo@jaea.go.jp

Tel : 080-4654-3742

2) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書申請方法等

ア 入札参加者は、入札参加者が備えるべき競争参加資格に関する要件（3.（1）に記載の要件）を満たすことを証するため、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出し、機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

イ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書は、「様式3 参加表明書」から「様式10 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類」に必要事項を記載のうえ、持参又は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）により提出するものとし、電子メールでの受付は行わない。

ウ なお、提出期限の日までに参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない入札参加者並びに競争参加資格がないと認められた入札参加者は、本事業の入札に参加することができない。

(4) 競争参加資格確認審査

1) 競争参加資格要件

競争参加資格の確認審査は入札参加者が備えるべき参加資格要件（3.（1）に記載の要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。入札参加企業及び入札参加グループの構成員並びに協力会社のいずれかが、入札書の開札時において3.（1）に示す要件を一つでも満たさない場合には、競争参加資格がない者に該当するので、当該入札参加者の入札への参加は認められない。

2) 競争参加資格確認審査の結果の通知

競争参加資格確認審査の結果の通知は、競争参加資格の確認の申請を行った者に対して、書面により令和4年7月15日（金）までに機構から通知する。なお、欠格（競争参加資格がない）とした場合は、その理由についても付記するものとする。

なお、欠格（競争参加資格がない）となった応募者は、通知を受けた日から7日以内に、機構に対してその理由について書面により説明を求めることができる。機構は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

3) 競争参加資格確認申請書の取扱い等

ア 競争参加資格確認申請書の取扱い

- ① 機構は、提出された競争参加資格確認申請書を競争参加資格確認審査以外に入札参加者に無断で使用しない。
- ② 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
- ③ 競争参加資格確認申請書の変更等の禁止

提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は、原則として認めない。なお、機構が、例外的に提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書の提出期限の日以降の変更、差し替え及び再提出は認めない。

イ 機構からの提示資料の取扱い

機構からの提示資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ウ 費用負担

入札に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(5) 入札辞退の受付

競争参加資格の確認を受けた者は、開札日の前日までにいつでも入札を辞退することができる。入札辞退の受付を以下の要領で実施する。

1) 入札辞退受付日時及び場所

ア 受付期間：令和4年7月19日（火）～12月1日（木）17時まで、ただし、10時

から 12 時及び 13 時から 17 時の間

イ 提出方法：競争参加資格があると認められた入札参加者が入札を辞退する場合は、「様式 1 2 入札辞退届」に必要事項を記載のうえ、持参又は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）により提出するものとし、電子メールによる受付は行わない。

宛 先：本事業に関する契約担当部署

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

日本原子力研究開発機構 契約部契約第 3 課 佐々木 亮

E-mail:sasaki.ryo@jaea.go.jp

Tel : 080-4654-3742

(6) 官民対話の実施

入札参加者が機構の意図に対する理解を深め、より有意義な提案をもって入札に参加することを目的として対話の場を設けることを予定している。この官民対話は、(2) の入札説明書に対する質問回答（第 2 回）とあわせて実施する。

官民対話は、次のとおり行う。

ア 開催日時：令和 4 年 8 月頃

イ 開催場所：日本原子力研究開発機構 東京事務所（予定）

（東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番号 富国生命ビル）

ウ 参加申込方法：(2) アの第 2 回質問受付期間中（令和 4 年 7 月 27 日（水）～8 月 2 日（火））に、質問の提出先において、入札説明書等に関する官民対話への参加申込を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業】官民対話参加申込」と記入すること。

エ 官民対話の実施：機構は第 1 回質問回答公表までに、官民対話に係る実施要領（以下「対話実施要領」という。）を公表する予定である。また、官民対話の実施に先立ち、入札説明書等に関する質問（第 2 回）を事前に電子メールにて受け付ける。官民対話希望者は、対話実施要領に従い、入札説明書等に関する質問を含めた必要な提出書類を電子メールにて送付すること。その他、具体的な官民対話の実施方法・内容については、対話実施要領に示す。

オ 回答の公表：機構は、官民対話を実施した際の質問に対する回答について、対話参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第 2 回質問回答として公表する予定である。

(7) 入札書等及び提案書の受付

入札書等及び提案書の受付を以下の要領で実施する。

1) 入札書等及び提案書受付日時及び場所

ア 受付期間：令和4年9月30日（金）～10月6日（木）17時まで、ただし、10時から12時及び13時から17時の間

イ 提出書類：様式集「提出書類の作成要領」に従い作成すること。

宛 先：本事業に関する契約担当部署

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

日本原子力研究開発機構 契約部契約第3課 佐々木 亮

E-mail:sasaki.ryo@jaea.go.jp

Tel : 080-4654-3742

2) 入札書等及び提案書提出方法

ア 入札書等

① 競争参加資格があると認められた入札参加者は、「様式13 提案書提出届」から「様式18 要求水準に関する確認書」に必要事項を記載のうえ、提案書とあわせて、持参又は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。

② 落札者の決定に当たっては、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から金利支払額を控除した金額の110分の100に相当する金額に、金利支払額を加算した金額を入札書に記載すること。

③ 「様式17 入札書」は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」、「入札者名」及び「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業に係る入札書在中（朱書き）」の旨を記載すること。

④ 代理人又は復代理人が入札書を提出する場合は、入札書に「様式15 委任状（代理人）」又は「様式16 委任状（復代理人）」を添付すること。

⑤ 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。

⑥ ③の入札書は入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

イ 提案書

① 競争参加資格があると認められた入札参加者は、提案書を「様式19」から

「様式47」に基づいて作成のうえ、入札書等とあわせて持参又は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。

② 入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

3) 提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他機構が必要と認める場合には、機構は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案書については、PFI法第11条に基づく客観的な評価の公表（審査講評の公表）以外には入札参加者に無断で使用しない。

なお、提出を受けた書類等は返却しない。

イ 特許権等

提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、観測方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 資料の公開

機構は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出書類（選定されなかった入札参加者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した入札参加者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については機構と各入札参加者との間で協議する。

エ 提案書の変更等の禁止

提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

4) 提案書に関するヒアリング（予定）

機構又はPFI事業審査委員会が必要と判断した場合は、提案書に関するヒアリングを以下の要領で実施する。

ア 開催日時：令和4年11月頃

イ 開催場所：日本原子力研究開発機構 東京事務所

（東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 富国生命ビル）

その他：ヒアリングを行う場合の開催日時、開催場所及び準備書面（原則として、提案書以外の書面の提出を認めない予定）等の詳細について、事前に、機構から入札参加者へ通知する。

5) その他

ア 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

イ 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(8) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除する。
- 2) 契約保証金 免除する。

ただし、事業者は、以下の業務の履行を確保するため、各業務の開始日から終了日までを期間として、次のいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。この場合の保証金額又は保険金額は、施設整備費（消費税を含む）の 10 分の 1 以上とする。

- ・債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、機構が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
- ・債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- ・債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（事業者を被保険者とする履行保証保険契約が施設整備に当たるものによって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払責務を被担保債務とする質権を機構のために設定する）

(9) 入札書の開札（入札金額の適格審査）

入札書の開札（入札金額の適格審査）を以下の要領で実施する。

1) 入札書開札日時及び場所

ア 開催日時：令和 4 年 12 月 2 日（金）10 時 00 分

イ 開催場所：日本原子力研究開発機構 東海本部 入札室 1

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

2) 入札書開札方法

ア 入札書の開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ なお、入札書に記載された入札金額が予定金額の範囲内となる提案をした入札参加者を発表することとし、発表された入札参加者は、その後の落札者の選定の対象となる。このとき、予定金額及び入札金額の公表は行わない。

ウ 入札執行回数は、原則として3回とする。

ただし、機構の判断により、入札を「4回」以上実施する場合がある。

なお、2回目以降の入札の執行は、機構の契約担当者が指定する日時に行う。

(10) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、当該決定を取り消すものとする。

なお、機構により競争参加資格があると認められた入札参加者であっても、入札書の開札の時ににおいて指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている入札参加者等、入札書の開札の時ににおいて3.(1) 1) に示す競争参加資格に関する要件を満たさない入札参加者は、競争参加資格のない者に該当する。

次のいずれか及び入札申込者心得書に定める事項に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- 1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札
- 2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- 3) 参加表明書等に記載された入札参加企業又は入札参加グループの代表企業以外の者のした入札
- 4) 参加表明書等、その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- 5) 記名押印を欠く入札
- 6) 金額を訂正した入札
- 7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- 8) 明らかに連合によると認められる入札
- 9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(11) 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の

処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室政府調達苦情検討委員会事務局 電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申立てることができる。

(12) その他

入札書等の提出者が関係法人*のみの場合は、本入札を取り消す場合がある。

*関係法人とは次のいずれにも該当する法人。

- ① 機構との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。
- ② 機構の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上経験者が役員顧問等として再就職している。

5. 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法等

1) 落札者の選定方式

本事業の入札は、金額と金額以外の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「優秀提案者」という。）を選定し、当該優秀提案者を落札者として決定する総合評価落札方式により行う。

また、本事業は、政府調達協定（「平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の趣旨に鑑み、落札者の選定手続については、「政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程」等に基づいて実施する。

2) 落札者の選定体制

機構は、落札者の選定にあたり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、機構内に令和4年3月9日付けで設置した「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業を対象とした民間資金等の活用による事業に関する入札等に係る審査委員会」（以下「PFI事業審査委員会」という。）において、事業者の決定基準に関する審議及び入札参加者より提出された入札書等及び提案書の審査を行い、優秀提案者を選定する。なお、PFI事業審査委員会の委員構成は以下のとおりである。

委員	安登 利幸	アジア・国際経営戦略研究学会理事
委員	小長谷 公一	小長谷公認会計士事務所 公認会計士
委員	西垣 誠	岡山大学名誉教授、統合物性モデル技術研究組合理事長
委員	五十嵐 敏文	独立行政法人国立高等専門学校機構 旭川工業高等専門学校校長
委員	成嶋 清	日本原子力研究開発機構 財務部長
委員	松本 尚也	日本原子力研究開発機構 契約部長
委員	林 晋一郎	日本原子力研究開発機構 建設部長
委員	瀬尾 俊弘	日本原子力研究開発機構 地層処分研究開発推進部長

入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定公表までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりするなどによって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、PFI事業審査委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと機構及びPFI事業審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

3) 落札者の選定方法

機構は、以下の手順により本事業の実施に携わる落札者を選定する。

ア 第一次審査

第一次審査は、入札参加者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

機構は、入札参加者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

イ 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者が策定した提案書を評価するものであり落札者決定基準に定める評価項目及び得点配分により評価する。

機構は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の評価についての調査審議をPFI事業審査委員会に委ねる。

機構は、事業計画の提案内容の評価に関するPFI事業審査委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案、及び要求水準を明らかに満たしていない場合には、失格とする。

なお、調査審議過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

また、第二次審査資料提出後に項目別内訳の内容について説明を求める場合がある。項目別内訳の金額について、前記4.(7)5)の条件に違反することが明らかかな場合には入札を無効とすることがある。

ウ 開札

機構は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

エ 総合評価

- ① 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内ある者のうち、次の②によって得られる点数と、入札価格を得点に換算した点数を合計した値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- ② 入札参加者からの事業提案を落札者決定基準に基づき審査する。事業提案のうち選定基準に定める評価項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて点数を付与する。
- ③ 上記①において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引

かせて落札者を決定する。

- ④ 上記①において、ただし、落札者となるべき者の入札価格があらかじめ定めた低入札調査基準価格を下回る場合には調査を行う。調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。また、調査中に履行不可能の申し出があつた場合、指名停止措置（原則2か月）が講じられることとなるので注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸されることがある。

オ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、揭示及び機構のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第11条に規定する客観的評価については、機構が選定された落札者と基本協定書を締結した後に公表する。

6. 提案に関する条件

(1) 事業の枠組

本事業では、選定事業者が地下施設における施設整備、維持管理及び研究支援業務並びにこれらを実施する上で必要な関連業務を行う。

(2) 事業者の権利義務等に関する制限

1) 事業者の事業契約上の地位の譲渡等

機構の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3) 債権の譲渡

事業者が、機構に対して有する施設整備、維持管理及び研究支援業務の提供に係る債権は、機構の承諾がなければ譲渡することができない。

4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が、機構に対して有する施設整備、維持管理及び研究支援業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこの担保提供は、機構の承諾がなければ行うことができない。

(3) 予想される責任及びリスクの分類及び機構と選定事業者間での分担

機構と事業者の責任分担の基本的考え方及び予想されるリスクと責任分担は、下記のとおりとする。

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、機構が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、機構が責任を負うこととする。

2) 予想されるリスクと責任分担

機構と事業者の責任分担は、事業契約書(案)によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書(案)に示すが、事業契約書(案)に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

(4) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、機構は可能な範囲で必要な協力を行う。

2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上の措置は想定していない。ただし、今後事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、機構は可能な範囲で必要な協力を行う。

(5) 事業実施に関する事項

1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2) 事業期間中の事業者と機構の関わり

ア 本事業は、事業者の責任において実施される。また、機構は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

イ 機構は原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて機構と施設整備

に当たる者等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、機構と施設整備に当たる者等との間で直接連絡調整等を行った事項について事業者に報告する。

ウ 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、機構と事業者は誠意をもって協議する。

3) 業務内容

ア 業務内容

施設整備、維持管理及び研究支援業務については、事業契約書（案）及び要求水準書による。

イ 業務の委託

事業者は、上記アに示した業務を、あらかじめ機構の承諾を得たうえで、第三者に委託することができる。

4) 機構による業務監視

機構は、事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため、以下の業務監視を行う。

ア 本事業の実施状況の確認

機構は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的の実施状況の確認を行う。また、定期的に行う実施状況の確認のほか、機構が必要と認める場合は、随時の確認を行う。

なお、確認に要する費用は、事業者側に発生する費用を除き機構の負担とする。

① 施設整備時

事業者は、機構が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。ただし、機構が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する契約不適合の責任は機構に移転されないものとする。

② 工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で機構の確認を受ける。

ただし、機構が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する契約不適合の責任は機構に移転されないものとする。

③ 事業期間中

機構は、定期的維持管理及び研究支援業務の監視を行う。

イ 支払の減額等

監視を行った結果、維持管理業務又は研究支援業務について事業契約書に規定した要求水準が満たされていないことが判明した場合は、維持管理費又は研究支援費相当の減額等を行うことがある。

ウ 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類を作成し、毎事業年度経過後3か月以内に機構に報告しなければならない。また、中間計算書類を毎年11月末までに機構に提出すること。なお、機構は、請求があった場合は、当該財務書類を公開できるものとする。

5) 土地の使用等

ア 本事業の本施設に係る敷地は、機構の所有地である。

イ 機構は、施設整備期間中、特定事業の用に供するために、機構が所有する土地のうち必要な範囲を事業者は無償で貸与する。

(6) 支払条件

本事業は、いわゆるサービス購入型により実施するものとし、機構は、本事業の実施の対価（以下「サービス対価」という。）として、事業期間にわたり下表に示す支払方法に基づき、選定事業者に対して支払うものとする。詳しくは、別紙2「サービス対価の構成及び支払方法」を参照のこと。

費用	支払方法
サービス対価の支払総額	事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。
施設整備に係る対価	施設整備期間中に事業者に対し、事業契約に定める額を本件施設整備に係る対価の一部として支払う。また、残りの施設整備に係る対価（支払残額）は、事業契約に定める額を、事業者に対し、施設整備完了後から事業終了時までの期間において割賦方式により支払う。
維持管理に係る対価 研究支援に係る対価	事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。

(7) 保険

1) 施設整備期間中に係る保険

事業者又は事業者から施設整備業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担するものとする。なお、保険の付保にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- ア 事業者又は受託者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく機構に提示するものとする。
- イ 事業者又は受託者は機構の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。
- ウ 事業者又は受託者は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

2) 事業期間中に係る保険

事業者又は維持管理及び研究支援業務を受託する者は、維持管理及び研究支援業務を実施する期間において、維持管理及び研究支援業務に係る第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担するものとする。

なお、見学者に対する賠償責任保険については、機構が付保する。

3) その他の保険

上記1)、2)以外の保険を付保することを条件とはしないが、事業者が事業の安全性に資するために自らが提案した保険は必ず付保すること。

(8) 手続における交渉の有無

手続における交渉は無とする。

7. 契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後すみやかに、機構を相手方として、基本協定書(案)により、基本協定を締結しなければならない。ただし、機構の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(2) 特別目的会社の設立等

本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合、落札者は本事業を実施する会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として特別目的会社を設立する。

この場合、機構は、落札者と地下施設における施設整備、維持管理及び研究支援業務の遂行に当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結する。その後、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率は100%とする。すべての出資者は、契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

なお、落札者等の事業者に対する出資に関する詳細については「基本協定書（案）」を参照すること。

（3）事業契約の締結

1）契約書作成の可否等

「事業契約書（案）」により、作成するものとする。

2）事業契約の締結

事業者は、令和5年4月を目途に、機構を相手方として、事業契約書（案）に基づき、事業契約を締結しなければならない。ただし、機構の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

事業契約書において、事業者が遂行すべ施設整備、維持管理及び研究支援業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

事業契約の証として事業契約書2通を作成し、そのうち1通に収入印紙を貼り付けの上、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。事業契約書には、事業契約書別紙のほか、事業契約に関連する全ての書類を添付する。事業契約に係る書類の一切は、事業者が用意すること。

3）契約金額

契約金額は、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額を控除した金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

4）その他

ア 事業契約書の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札金額及び入札説明書等に示した契約内容について変更できないことに留意すること。

イ 事業契約書の締結に係る事業者の弁護士費用、印紙代等は、事業者の負担とする。

（4）その他

1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2）入札参加者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。

3）入札参加者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

4）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、「契約に係る指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止等を行うことがある。

5）事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。

- 6) 事業提案を認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではない。
- 7) 事業提案が履行できなかった場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は契約金額の減額、損害賠償等を行う。
- 8) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 本契約の相手方が契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 機構（契約担当課）に書面により速やかに報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じるおそれがある場合は、機構と協議を行うこと。
 - イ 機構は、本契約の相手方がア②又は③の義務を怠ったときは、指名停止等の措置を講じるものとする。

8. その他

(1) 事業の終了

機構は、本事業が事業者の責めに帰すことができない災害等により実施が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により事業を実施・継続できないと判断した場合は、本事業を終了させることができる。

(2) 情報の提供

本入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合は、機構のホームページに掲載する。

(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い

入札等の機構業務に対する不正又は不誠実な行為、落札者となりながら正当な理由なく契約拒否、あるいは、事業契約締結後に契約違反を行い、契約の相手方として不適當であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長3年間、機構及び文部科学省等が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(4) 特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、評価・選定に係る過程の中で、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も予定価格を超過する等の達成が見込めない等の理由により、本

事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合等には、機構は、落札者を選定せず特定事業の選定を取消すこととする。

特定事業の選定を取り消す場合には、その旨を速やかに公表する。

(5) 事業に必要と想定される根拠法令等

1) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び基本方針のほか、次に掲げる関連の各種法令等に拠ることとする。

- ア 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法
- イ 独立行政法人通則法
- ウ 建築基準法
- エ 消防法
- オ 都市計画法
- カ 労働基準法
- キ 労働安全衛生法
- ク じん肺法
- ケ 火薬類取締法
- コ 環境基本法
- サ 水質汚濁防止法
- シ 土壤汚染対策法
- ス 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- セ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ソ 建設工事公衆災害防止対策要綱
- タ 建設副産物適正処理推進要綱
- チ 日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センター事業所規則
- ツ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- テ 本事業を行うに当たり必要とされるその他すべての関係法令・規則、条例等

2) 地域との協定書

幌延深地層研究計画の実施に当たり、機構は、次に掲げる北海道、幌延町との協定書及び確認書並びに北るもい漁業協同組合との協定書及び確認書を締結している。事業者は、協定書並びに確認書の内容を踏まえた上で、本件施設の整備等の実施に当たり、研究に従事する機構の職員が、便利でかつ安全に利用できる地下空間施設とすること、機構が必要とする機能及び性能を現在及び将来にわたり保持することを施設整備の基本的な目標とする。

- ① 幌延町における深地層研究に関する協定書（北海道、幌延町）
- ② 幌延町における深地層研究に関する協定書に係る確認書（北海道、幌延町）
- ③ 幌延深地層研究所の放流水に関する協定書（北るもい漁業協同組合）

- ④ 幌延深地層研究所の放流水に関する確認書（北るもい漁業協同組合）
- ⑤ 幌延深地層研究所の放流水に関する確認書の変更について（北るもい漁業協同組合）

（6）入札に関する問い合わせ先

担 当	: 日本原子力研究開発機構 契約部 契約第3課 佐々木 亮 E-mail:sasaki.ryo@jaea.go.jp Tel : 080-4654-3742
住 所	: 〒319-1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
ウェブサイト	: https://www.jaea.go.jp/02/compe/pfi/horonobe2021/ 等

別紙1 提出書類一覧

1 入札説明書等説明会及び現地見学会の提出書類

<様式1>	入札説明書等説明会及び現地見学会参加申込書
-------	-----------------------

2 入札説明書等に関する質問の提出書類

<様式2>	入札説明書等に関する質問書
-------	---------------

3 参加表明書及び競争参加資格確認申請書等に関する提出書類

(参加表明書及び競争参加資格確認申請書)		
<様式3>	参加表明書	A4版1枚
<様式4>	競争参加資格確認申請書	A4版1枚
<様式5>	競争参加資格確認申請書添付書類の提出確認表	A4版1枚
<様式6>	入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覽表	A4版一枚
<様式7>	委任状	A4版一枚
<様式8>	施設整備および維持管理にあたる者の資格要件に関する書類	A4版一枚
<様式9>	研究支援にあたる者の資格要件に関する書類	A4版一枚
<様式10>	入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類	A4版一枚
(入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の変更届)		
<様式11>	入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の変更届	A4版一枚
(入札辞退届)		
<様式12>	入札辞退届	A4版一枚

4 入札書等に関する提出書類

<様式13>	提案書提出届	A4版1枚
<様式14>	入札書等及び提案書の提出確認表	A4版1枚
<様式15>	委任状(代理人)	A4版1枚
<様式16>	委任状(復代理人)	A4版1枚
<様式17>	入札書	A4版2枚
<様式18>	要求水準に関する確認書	A4版1枚

5 提案書に関する提出書類(説明書)

<様式19>	提案書に関する提出書類(説明書)表紙	A4版1枚
<様式20>	経営・財務に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式21>	事業実施の基本的考え方 *	A4版2枚
<様式22>	事業スケジュール	A3版1枚
<様式23>	実施体制・役割分担・機構との連携協働等	A4版4枚

<様式24>	資金調達計画等 *	指定様式 A4版一枚
<様式25>	事業収支計画 *	A4版2枚
<様式26>	長期事業収支計画（損益計算書）	A3版1枚
<様式27>	長期事業収支計画（資金収支計算書等）	A3版1枚
<様式28>	入札金額内訳書（施設整備対価の内訳書）	A3版1枚
<様式29>	入札金額内訳書（維持管理対価の内訳書）	A3版1枚
<様式30>	入札金額内訳書（研究支援対価の内訳書）	A3版1枚
<様式31>	入札金額内訳書（サービス対価の支払い予定表）	A3版1枚
<様式32>	リスク管理 *	A4版4枚
<様式33>	地元への貢献 *	A4版3枚
<様式34>	施設整備に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式35>	施設整備の工程・施工計画 *	A4版6枚
<様式36>	施設整備の安全対策 *	A4版4枚
<様式37>	施設整備の突発事象対策 *	A4版4枚
<様式38>	維持管理に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式39>	維持管理設備の保守 *	A4版2枚
<様式40>	維持管理上の安全対策・環境配慮 *	A4版2枚
<様式41>	来訪者の受入 *	A4版2枚
<様式42>	研究支援に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式43>	研究支援の継続性 *	A4版3枚
<様式44>	研究支援の品質確保 *	A4版3枚
<様式45>	研究支援の業務内容 *	A4版5枚
<様式46>	研究支援の安全対策 *	A4版3枚
<様式47>	研究支援の業務遂行 *	A4版3枚

6 設計内訳書

<様式48>	設計内訳書	A4版一枚
--------	-------	-------

※ 各様式の「3枚」は3枚又は2枚以内を表し、「一枚」は枚数に規定がないことを表している。

※ 「*印」のある様式については、提案を補足する資料（提案書内の該当箇所に関する情報を記載したものに限り、説明は不可。）として、各様式の指定枚数と同数以内の資料を提出することができる。（例：<様式33>地元への貢献の場合：「説明書」A4版3枚かつ「補足資料」A4版3枚。）

別紙2 サービス対価の構成及び支払方法

1. サービス対価の構成

サービス対価は、本件施設の施設整備業務に要する費用（以下「施設整備対価」という。）、地下施設の維持管理業務に要する費用（以下「維持管理対価」という。）及び研究支援業務に要する費用（以下「研究支援対価」という。）から構成される。

概要は、表1に示すとおりとする。

表1 サービス対価の構成

項目	区分	構成される費用の内容
施設整備対価	施設整備費	施設整備業務に係る以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下施設整備 ・ 調査・計測等 ・ 安全・環境対策 ・ 工事用仮設備の調達・設置 ・ 各種申請等に要する費用
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の開業に伴う諸費用 ・ 建中金利 ・ 融資組成手数料 ・ 保険料 ・ その他施設整備に関して必要となる費用※
	割賦手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割賦金利
維持管理対価	維持管理費	地下施設等の維持管理業務に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下施設（仮設備を含む）の点検保守・修繕 ・ 機械設備運転・監視業務 ・ 排水処理設備運転・監視業務 ・ 清掃業務・警備業務 ・ 見学者等来訪者対応業務に係る費用 ・ 前施工業者からの業務引継ぎに係る費用 ・ 事業期間終了後の次期施工業者への引継ぎに係る費用
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の管理運営費 ・ 保険料 ・ 法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び選定事業者の税引後利益（株主への配当減資等） ・ その他本事業を実施するために必要となる費用※
研究支援対価	研究支援費	地下施設における研究支援業務に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の地質環境における人工バリアの適用性確認に係る支援 ・ 処分概念オプションの実証に係る支援 ・ 上記の「必須の課題」への対応に必要なデータ取得に係る支援 ・ その他研究支援業務※

項目	区分	構成される費用の内容
	その他費用	・その他本事業を実施するために必要となる費用 ※

注) ※印の費用は、上表に示す費用の他に、選定事業者が事業契約書に基づき本事業を遂行するうえで必要となる一切の費用を指す。入札参加者が当該費用として必要と考えるものがあれば入札金額にその費用を必ず加えること。

2. サービス対価の仕組み

サービス対価は、施設整備に係る「一時支払対価（A）」と「割賦支払対価（B）」、維持管理に係る「維持管理対価（C）」、及び研究支援に係る「研究支援対価（D）」により構成される。

(1) 年度あたりのサービス対価について

事業期間にわたり各年度のサービス対価（一時支払対価、維持管理対価、研究支援対価の合計、又は、割賦支払対価、維持管理対価、研究支援対価の合計）の支払額は、下記条件を満たす範囲内において一定額とする。

- ・年度あたりのサービス対価の最小額が最大額に対して98%以上であること
- ・金利変動に伴う割賦手数料の増減は対象外とする
- ・消費税及び地方消費税は対象外とする

また、年度毎のサービス対価が一定額であれば、年度毎の各対価の内訳については、一定額である必要はない。

(2) 施設整備対価

施設整備対価は、本件施設の整備に関して必要となる一切の費用（その他費用を含む）及び割賦手数料から構成されるものとする。

割賦手数料は、施設整備に係る支払残額を分割払いとした場合の、割賦支払に必要な割賦金利とする。割賦手数料の料率は、基準金利と、入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とする。

なお、当該対価には、施設整備に必要な仮設備の調達・設置に係る費用を含むものとする。

なお、当該対価に該当する費目については、＜様式48＞設計内訳書を参照し、その詳細については後日公表する設計内訳書を参照すること。

1) 一時支払対価（A）

一時支払対価とは、本件施設の整備に係る費用のうち、出来高の一部を対価として施設整備期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。

当該対価は、施設整備期間中における年度あたりのサービス対価から維持管理対価及び研究支援対価を控除した額が単年度あたりの一時支払対価相当となり、期間

を通したその合計額が一時支払対価（A）となる。

当該対価は、出来高に応じた支払いとなるが、予定された出来高が達成されなくても上記考え方に基づいて算定された年度あたりの一時支払対価の提案額が、出来高を下回っている場合には、その提案額をそのまま支払うこととなる（残りが支払い残額となる）。ただし、出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高分（施設の引渡を伴わない部分払いについては出来高の 90%）を支払うものとする。

一時支払対価（A）の支払は、年度毎に年 2 回、計 6 回にわたり支払うこととする。支払額は、原則として提案の年度あたり対価の 2 分の 1 相当額を支払うものとする。

2) 割賦支払対価（B）

本件施設の整備に係る費用のうち、次の①と②をあわせた金額をいう。

① 本件施設の整備に係る費用に相当する金額から一時支払対価（A）に相当する金額を控除した額（割賦元金）

年度毎の施設整備対価のうち、一時支払対価を控除した金額が単年度あたりの割賦元金となる。それら金額の合計が、割賦元金として構成される

なお、先述のとおり施設整備対価は出来高に応じて支払われるものであるが、一時支払対価（A）の支払いが原則として提案額通りとするため、出来高に応じて年度あたりの割賦元金が提案時と変動する場合がある。

② 割賦元金を元本とし、事業者が提案するスプレッドを含む支払金利により算出される金利支払い額（割賦金利）

また、支払は、施設整備終了後から事業期間終了までの期間中に維持管理対価（又は研究支援対価）と同様に、年 2 回、計 6 回にわたり支払うこととする。

(ア) サービス対価（B）の算定方法

割賦元金に相当する金額を 6 回で元利均等返済する額

(イ) 支払金利の設定方法

支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は令和 8 年 3 月 31 日（施設整備完了予定日）の 2 営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）の東京スワップレート (TONA 参照) として Refinitiv Limited 及び／又はその関連会社（又はそのレートの管理を承継するその他の者）が午前 10 時 30 分頃に公表する 3 年物（円／円）金利スワップレート（RIC コード：JPTSRT0A 3.Y=RFTB）とする。

金利確定日の基準金利がマイナスになった場合は、基準金利は 0% とする。なお、提案価格における基準金利は、令和 4 年 4 月 1 日の 0.05% である。

また、事業者は、上記支払金利確定後において翌年度分以降の償還表を作成す

る。

(3) 維持管理対価 (C)

維持管理対価 (C) は、維持管理業務及びその他本事業を管理運営するために実施するために必要となる一切の費用 (その他の費用を含む) から構成されるものをいい、維持管理期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。

維持管理対価 (C) は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。

支払回数は、年 2 回とし、年間支払額の 2 分の 1 相当額を 1 回あたりに支払い、維持管理期間中に計 12 回支払う。なお、当該対価に該当する費目については、<様式 4 8>設計内訳総括表を参照すること。

(4) 研究支援対価 (D)

研究支援対価 (D) は、研究支援業務に関して必要となる一切の費用 (その他の費用を含む) から構成されるものをいい、研究支援期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。

研究支援対価 (D) は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。

支払回数は、年 2 回とし、年間支払額の 2 分の 1 相当額を 1 回あたりに支払い、維持管理期間中に計 12 回支払う。なお、当該対価に該当する費目については、<様式 4 8>設計内訳総括表を参照すること。

3. サービス対価の支払い方法

(1) 支払方法

機構は、事業者に対し「一時支払対価(A)」「割賦支払対価(B)」「維持管理対価(C)」「研究支援対価(D)」を以下の規定に基づき支払うものとする。

「施設整備対価」「維持管理対価」「研究支援対価」で構成されるサービス対価は、事業期間中、年 2 回、全 12 回の支払を予定している。なお、支払う金額は、サービス対価総額として、各回とも原則一定額とする (ただし、金利変動に伴う施設整備に係る割賦手数料の増減は除く。)。なお、年度ごとの各対価の内訳については、一定額である必要はない (支払イメージは図 2 参照)。

(2) 施設整備対価

施設整備対価は、施設整備期間中の一時支払対価 (A) と、施設整備完了後の割賦支払対価 (B) に分けて支払うものとする。

1) 一時支払対価 (A)

事業者は、施設整備期間において、半期毎（9月末日（上期相当分）及び3月末日（下期相当分））に機構による出来高確認を受けた後、速やかに機構に請求書を提出する。なお、最終の一時支払対価の請求においては、機構による出来高確認に加え、完成時の検査に合格し、引渡しが終了した後に、速やかに機構に請求書を提出する。機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して一時支払対価（A）を支払う。

支払回数は、原則として各年度2回の計6回とする。

2) 割賦支払対価（B）

事業者は、施設整備完了後から事業期間終了までの期間、9月末日（上期相当分）及び3月末日（下期相当分）に、機構による確認を得た後、機構に請求書を維持管理対価及び研究支援対価（D）とともに提出する。機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して割賦支払対価（B）を支払う。

支払回数は、各年度につき2回とし、計6回を支払う。

(3) 維持管理対価（C）及び研究支援対価（D）

機構は、事業者の維持管理業務の実施状況を監視し、要求水準が満たされている事を確認した上で、維持管理対価（C）及び研究支援対価（D）を支払う。

機構は、事業者からの各業務の業務報告書の提出を受け、半期（9月末日（上期相当分）及び3月末日（下期相当分））に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後速やかに事業者への業務監視結果を通知する。

当該通知の後に事業者は、機構に対して維持管理対価（C）及び研究支援対価（D）の各請求書を提出する。

機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して各対価を支払う。

支払回数は、年2回とし、計12回の支払いを予定している。これら対価は、支払い対象期間に係る対価全てを支払うものとし、延べ払いは行わない。

(4) 1円未満端数の取り扱い

入札にあたっては、表1に定めるサービス対価を構成する項目毎に「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」（昭和25年法律第61号）第3条に基づき、1円未満の端数を処理する。

4. サービス対価の改定方法

(1) 物価変動に伴う施設整備対価の改定

機構又は事業者は、事業契約の締結の日から本件施設の引渡予定日の前日までの間において、本件施設に係る施設整備費（上記表1の「施設整備費」区分が対象）に関し

て、機構工事請負契約条項第 24 条の定めに従い、改定をすることができるものとする。
また、施設整備対価に係る消費税等の税率変更に伴う増額は、機構が負担するものとする。

(2) 支払金利変動に伴う割賦支払対価の改定

提案書類の提出時に使用する基準金利（令和 4 年 4 月 1 日のスワップレート）と、実際に支払いに使用する基準金利（基準金利は令和 8 年 3 月 31 日（施設整備完了予定日）の 2 営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）のスワップレート）に差が生じた場合、この差に応じて割賦支払対価を改定する。なお、利回り格差（スプレッド）については、提案書類の提出時の利率によるものとし、改定の対象としない。

(3) 物価変動に伴う維持管理対価（C）の改定

機構又は事業者は、事業契約の締結の日から事業期間終了までの間において、維持管理対価（上記表 1 の「維持管理費」及び「その他費用」のそれぞれの区分が対象）に関して、機構工事請負契約書第 24 条の定めに従い、改定をすることができるものとする。

また、維持管理対価に係る消費税等の税率変更に伴う増額は、機構が負担するものとする。

1) 支払額が一度も改定されなかった場合の改定

提出書類の提出期限日の属する月（令和 4 年 10 月）の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度（令和 n 年度）と同年（令和 n 年）の 1 月の指数を比較し、± 3% を超える変動がある場合、当該事業年度（令和 n 年度）以降、各回の支払額を以下の算式に修正し、これに基づき改定する。

$$P_n = P_{04} \times (CPI_{Gn} \cdot 01 / CPI_{G04} \cdot 10)$$

ただし、 $| (CPI_{Gn} \cdot 01 / CPI_{G04} \cdot 10) - 1 | > 3\%$

・ P_n : 令和 n 年度以降、各回の支払額

・ P_{04} : 入札に基づく、各回の支払額

・ $CPI_{Gn} \cdot 01$: 令和 n 年 1 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税等の税率)

・ $CPI_{G04} \cdot 10$: 令和 4 年 10 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税等の税率)

※共通事項 : 使用する指数は、「企業向けサービス価格指数・土木建築サービス」（日本銀行調査統計局）における翌々月公表の当該月の「確報値」とする。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする（以下同じ）。また、公表されている価格指数の基準年が変更された場合については、新しい基準年における提案時の価格指数にて算定する。

2) 前事業年度までに支払額が一度以上改定されたことがある場合の改定

前回(直近)の改定時(令和r年度)の指数(令和r年度1月の指数)と対象となる事業年度(令和n年度)の直前1月(令和n年1月)の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度(令和n年度)以降、各回の支払額を以下の算式に修正し、これに基づき改定する。

$$P_n = P_r \times (CPI_{Gn} \cdot 01 / CPI_{Gr} \cdot 01) \quad |$$

ただし、 $| (CPI_{Gn} \cdot 01 / CPI_{Gr} \cdot 01) - 1 | > 3\%$

- ・ P_n : 新たな改定に基づく、令和n年度以降、各回の支払額
- ・ P_r : 令和r年度の改定に基づく、令和n年度以降、各回の支払額
- ・ $CPI_{Gn} \cdot 01$: 令和n年1月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税等の税率)
- ・ $CPI_{Gr} \cdot 01$: 令和r年1月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税等の税率)

5. サービス対価の減額等

機構が事業者の業務状況を監視した結果、要求水準が満たされていないと判断した場合には、各業務に係るサービス対価を減額する場合がある。具体的な減額方法は、事業契約書(案)を参照すること。なお、減額後のサービス対価は、上記規定に従い、物価変動による改定を行った後の額に減額率を乗じて算出するものとする。

また、制度・研究環境の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合などに、機構と事業者はその対応について協議を行うものとする。そのとき、場合によってはサービス対価を減額又は増額することがある。

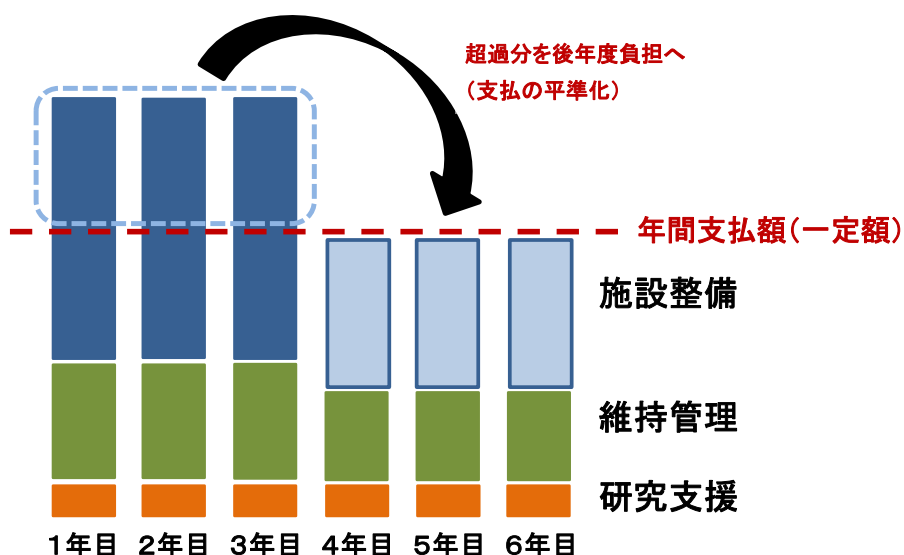


図2 サービス対価構成及び支払イメージ

注) 上図の各費用及び各対価の内訳は、あくまでもイメージであり、実際の関係を示したものではありませんことに留意すること。